

東郷診療所の今後は



有元洋剛 議員

【議員】 コンサルタント作成の診療所調査報告書に、現場はどう対応したか。

【健康部長】 厳しい内容。職員と何ができるかを検討中。結果を報告する。

【議員】 調査報告書は多岐にわたるデータが含まれており、貴重な財産。充分活用してほしい。

【町長】 財産と認識している。慎重に分析し、公平な結論を出したい。

【議員】 診療所の財政収支における繰入金は、利息をつけて返済すべき借入金と思うがどうか。

【健康部長】 現在において繰入金は重要な財源。公的機関としての使命がある。本来、収支はゼロベースであるべき。今後、繰入金を含め見直しの中で検討する。

【町長】 公の事業として費用対効果で考えるべきでない。繰入金はやむを得ないと考えている。

【議員】 東郷診療所運営

委員会は「廃止の道を選択せざるを得ない」という答申を出した。これに對して、町長の踏み込んだ答弁を願いたい。

【町長】 急展開は難しいが、指摘された16項目につき、どれだけ改善できるかを研究し、8月末までに結論を出したい。

【議員】 新体制の監査室は、診療所の経営に関与するか。

【監査室長】 決算審査や定期監査を通じて経済性・効率性の観点から審査を進めてゆきたい。

【議員】 診療所といこま館の見直し検討は、順序が逆ではなかったか。

【町長】 いこま館見直しの中で診療所の問題が出てきた。診療所問題の結論を先に出すと、「診療所移設が先にありき」になる恐れがあるので、逆とは思わない。

いこま館見直しは

指定管理者の業務は住民サービスそのもの 適正なチェックが必要



水川 淳 議員

【議員】 いこま館に移設後のトレーニング室の利用状況は計画通りか。

【企画部長】 新たなスタートであり、今後、住民の意見を聞きながら必要に応じ指示していく。

【議員】 芝生広場の改修は拙速ではないか。

【町長】 芝の張替に最良の時期を選んだ。周知に關しては反省材料としたい。

【議員】 利用に影響はない。枯れた時点で対策を検討すべき。芝生広場を開放せよ。

【町長】 施設には利用目的がある。芝生広場は枯れた状態での利用は想定していない。

【議員】 トレーニング室移転のための工事費用も広場の改修も50万円を超えており、基本協定15条に抵触する。

【企画部長】 芝の改修は協定に定めのない事項と判断した。トレーニング室移設は年度協定の変更

によって対応している。

【議員】 総合体育館2階のもとトレーニング室が東郷町施設サービス(株)に占有利用されている。許される根拠は。

【企画部長】 町の健康づくり事業と連携しており、行政目的の達成に貢献している。

【議員】 もとトレーニング室の一般開放は。

【企画部長】 施設サービス(株)が自主事業を実施しており、その予定はない。

【議員】 平成21年度予算でいこま館・町民会館・体育館の委託料が据え置かれた理由は。

【企画部長】 精査を行い見直した。指定管理期間中、大きな変更がない限り、この範囲内となる。

NPOの積極的活用策

【議員】 今後の考え方は。

【生活部長】 NPO活動は地域社会を形成する一翼を担っており、支援の必要性を認識している。